

# 任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について（概要）

## 1. 苦情申立ての方法

- ・ 任意の供述聴取において、「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定）「第2-2 供述聴取」に反する審査官等の言動等があったとする場合には、聴取対象者等（事業者・事業者団体及びその代理人も含む。）は、聴取日から一週間以内に、官房総務課に対して、書面により、苦情を申し立てることができる。

## 2. 本制度の対象となる苦情

- ・ 供述聴取時の手続・説明事項に関するもの
- ・ 威迫・強要など審査官等の言動に関するもの
- ・ 聴取時間・休憩時間に関するもの
- ・ 供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの

## 3. 苦情申立てへの対応

- ・ 申し立てられた苦情について、調査を行った上で、調査結果を委員会に報告し、指針に反する言動等があったと認められるときは、必要な措置を講じる。

## 4. 申立人に対する通知及び処理結果の公表

- ・ 申立人に対し、当該苦情申立ての処理結果について、書面により通知する。
- ・ 苦情申立ての処理については、年度ごとに、典型的にまとめて件数等を公表する。